調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮城県 市区町村数 35

														市区町村数	35		
	市区	市			事	内	諮問	男女共同	司参画に関する条例				共同参画に関する 4月1日現在で有数				
	町	区		所	務	連絡	機		 有		無		有				無
県コード	村 コー ド	町 村 名	担当課(室)名	属	所	会議の有無	関の有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計	画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
\overline{Z}						15	17	12				25					
4	100		市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
4	202		復興企画部地域振興課	1	2	1	1		2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
4	203	塩竈市	市民課協働推進係	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条 例	2007年9月28日	2007年9月28日		第3次しおがま男女共同基本計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	<u>気仙沼市男女共同参画推進条例</u>	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
4	206	-	総務部企画政策課	1	2	0	0	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画めざそう プラン第2次	2014年4月	~ 2024年3月	0	1	
4	207	名取市	名取市企画部市民協働 課	1	2	1	1				0	第三次名取市男女共同参画計画	2020年3月	~ 2031年3月	1	1	
4	208	角田市	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月	~ 2026年3月	1	1	
4	209		多賀城市総務部地域コ ミュニティ課	1	2	0	0				0	第2次多賀城市男女共同参画推進計画 「史都多賀城 共生と協働、総参画による」 市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日	~ 2031年3月31日	0	1	
4	211	岩沼市	さわやか市政推進課	1	2	1	1		2012年3月7日	2012年3月7日		岩沼市男女共同参画基本計画(第2次)	2019年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
4	212	登米市	市民生活課	1	2	1	1	だれもが活き生きと暮らせる登米市男 女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
4	213		企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
4	214	果似局巾	東松島市総務部市民協 働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2025年3月31日	0	1	
		大崎市	宮城県大崎市市民協働 推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室	1	1	1				2008年4月1日		第3次大崎市男女共同参画推進基本計 画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
			市民協働課	1	2			富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日		富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月	~ 2026年3月	1	1	
			<u>まちづくり推進課</u> ふるさと振興課	1	2							<u>蔵王町男女共同参画基本計画</u> (第6次七ヶ宿町長期総合計画)	2020年4月 2020年4月1日	~ 2027年3月 ~ 2030年3月31日	0	0	
4	321	大河原町	企画財政課	1	2	0	0				2				_		1
4	322	<u>村田町</u> 柴田町	<u>まちづくり振興課</u> まちづくり政策課	1	2			柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日	0	第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	1
4	324	川崎町	町民生活課	1	2	0	0	未山町方文共同多画推進未例	2012年1月20日	2012447111	0	第3次Uはた五爻共同参画フラン	2021年4万	2020+37	<u>'</u>		1
		丸森町	企画財政課	1	2						0		2021 5 2 5	2025			0
4	361 362	亘理町 山元町	企画課 企画財政課	1	2						0	<u> </u>	2021年3月	~ 2025年3月	1	1	0
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2						0						1
			生涯学習課	2	2		1				U	しちがはま男女共同参画プラン[2022- 2026]	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
4	406 421	<u>利府町</u> 大和町	生活環境課 総務課	1	2			大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日		第3次利府町男女共同参画基本計画 第4次たいわ男女共同参画推進プラン	2018年4月 2020年4月	2023年3月2024年3月	1	1	\vdash
4	422	大郷町	総務課		2	0	0	八田町カスハ門を岡田匹奉平木内			0						1
4	424	大衡村	住民生活課	1	2							大衡村男女共同参画プラン	2022年4月	~ 2026年3月	1	1	
			総務課 企画財政課	1	2						0	第二次加美町男女共同参画プラン	2017年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	0
4	501	涌谷町	まちづくり推進課		2	0	0				Ŏ	<u>涌谷町男女共同参画基本計画</u>	2022年4月1日	~ 2027年3月31日		1	
4	505		まちづくり推進課	1	2						0						0
			<u>町民生活課</u> 企画課	1	2						0	南三陸町男女共同参画計画	2018年4月	~ 2026年3月	0	1	0
	J U U	ᄪᆖᅋ	上	•	-	J	v					ニーはコンヘハログロ川口	2010 T 7/J	2020-07	·		

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会 庁内連絡会議

1 有 0 無

事務所掌諮問機1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有0 無 諮問機関

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

現在の状況 1 策定予定有 0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	22年4月1日現在	で開設済の施設)								
道 府	区	区								施			管理•道	[営主	E体	
州 県	町 村	町					f在地等			形	態		设管理		業運営	
ドコード	ユーロゴ	m 村 名	名称	愛称·通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
\Box	$\overline{}$		4							1	3	-	2 1	1		1
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター、エル・パーク仙台		980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 14 1ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		0		0		0	
4	100	仙台市	ター エル・パーク仙台 仙台市男女共同参画推進セン ター エル・ソーラ仙台		980-6128	ウはほん 女士主英区中市121 マテルの0	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		0		0		0	
4	202	石巻市 塩竈市														
4	203	<u>塩電市</u> 気仙沼市													 	\dashv
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援セ ンター		989-0275	白石市字本町27番地(ふれあいプラザ内)	0224-22-6035	0224-22-6037	http://www.city.shiroishi.mi yagi.jp/soshiki/10/20633.ht ml		0	0		0		
4	207	名取市													\Box	\exists
4	208	角田市 多賀城市													\vdash	
4	211	岩沼市														
4	212	登米市 栗原市														
4	213	<u>果原市</u> 東松島市													₩	
4	215	大崎市													\vdash	_
4	216	宣公市														
4	301	蔵王町													igspace	
4	302	蔵王町 七ケ宿町 大河原町													├	_
4	321	<u>人冲原则</u> 村田町													\vdash	_
4	323	柴田町													\vdash	\neg
4	324	川崎町														
4	341	丸森町												1	\longmapsto	_
4	362	<u>亘理町</u> 山元町								-	-		-	1	$\vdash \vdash$	-
4	401	松島町			 					1		<u> </u>			\vdash	-
4	404	七ケ浜町														
4	406	七ケ浜町 利府町		_											\Box	
4	421	大和町 大郷町								!					\longmapsto	_
4	422	大郷町 大衡村								-				1	\vdash	
4	444	色麻町			 					1		<u> </u>			\vdash	\dashv
4	445	加美町														
4	501	涌谷町													\Box	
			美里町農村婦人の家		989-4201	宮城県遠田郡美里町和多田沼字蛇田原一75 番1	0229-58-2374			0			0			0
4	581	女川町								<u> </u>				1	${igsplus}$	_
4	606	南三陸町												1	Ш	

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男女共同	参画・女性の	りた。	めの	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 E	3 現	.在	で 開 設 済 の 施 設)
道	区	区			職員数	效(人)								主		な	事業
府	町																その他
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非 常	予算額	広報啓発	≕華	相談事業	· 提供集	苦情処理	交法	企業・NPO	国際交流	調査研究	
=		村	н и	W-1771	勤	常勤	(千円)	啓	講 座	事	提収	処	交流促進	の・ 連 N	交	研	
	ı					到		発		業	集	理	進	携 P O	流	究	
ド	ド	名															
			4					3	2	2	3	1	3	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター エル・パーク仙台	1987年3月30日	14	5	145,041	0	0		0		0	0		0	震災・復興の経験の継承
		IH II II	ター エル・パーク仙台 仙台市男女共同参画推進セン ター エル・ソーラ仙台	2003年5月23日	21	6	183,633	0	0	0	0	0	0	0		0	震災・復興の経験の継承
4	202	石巻市 塩竈市			0	0	0										
4	203	塩電市 気仙沼市			0	0	0										
		白石市	白石市男女共同参画相談支援セ ンター	2002年8月1日	0	1		0		0	0						
		名取市			0	0	0										
		角田市			0	0	0										
4	209	多賀城市			0	0	0										
		岩沼市			0	0	0										
		登米市			0	0	0										
4	213	栗原市			0	0	0										
		東松島市 大崎市			0	0	0										
4	216	富谷市			0	0	0										
4	301	蔵王町			0	0	0										
		七ケ宿町			0	0	0										
		大河原町			0	0	0										
		村田町			0	0	0										
4	323	柴田町			0	0	0										
4	324	川崎町 丸森町			0	0	0										
4	341	丸森町 亘理町			0	0	0										
		^{旦理可} 山元町			0	0	0										
		松島町			0	0	0										
		七ケ浜町			0	0	0										
		利府町			0	0	0										
4	421	大和町			0	0	0										
4	422	大郷町			0	0	0										
		大衡村			0	0	0										
		色麻町			0	0	0										
		加美町			0	0	0										
		涌谷町 美里町	 美里町農村婦人の家	1979年4月1日	0	0	0 432										
		_{美里可} 女川町	天王叫辰竹畑八の豕	1岁/3十4月 日	0	0	432						0				
								-									
4	606	南三陸町			0	0	0										

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自		会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	中	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
	町	区	言		言			女	市	女	女			女	町	女	女	治	女	女
		m_	Ē			区	女 性	性	111	性	性	村	女 性	性	щј	性	性	/0	女 性	性
県	村	町	年	宣 言 名 称	の		市	比 率	区	副士	比率		町	比 率	村	副	比率	会	自	比率
コ	⊐│	村	_			長	区長	*	_	市区	*	長	村	学	_	町 村	*	_	自治会長	*
1	1	ተ ህ	月		形		長 数	(%)	長	区 長	(%)		長 数	(%)	長	村 長	(%)	長		(%)
ド	ド	名	日		態	数	奴		数	数		数	奴		数	数		数	数	
					~E							~								
				2		14	1	7.1	19	0	0.0	21	0	0.0	20	1	5.0	4,593	239	5.2
		仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1379		
		石巻市				1	0	0.0	2	0	0.0							379		
		塩竈市				1	0	0.0	1	0	0.0							165		
			2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							202		0.0
		白石市				1	0	0.0	1	0	0.0							113		
		名取市 角田市				1	0	0.0	2	0	0.0							286		
		多賀城市				1	0	0.0	1	0	0.0							93 46		
		多貝城市 岩沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							78		6.4
		登米市				1	0	0.0	1	0	0.0							302		1.3
		栗原市				1	0	0.0	1	0	0.0							252		t 1
		東松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							70		t
		大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							363		1.4
		富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	-	
		蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23		1
		七ケ宿町										1	0	0.0	1	0	t	7	0	
		大河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	1
4	322	村田町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
4	323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
		川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
		丸森町										1	0	0.0	1	0		98		0.0
		<u></u> 亘理町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	-	1.5
4	362	山元町										1	0		1	0		24		
		松島町										1	0	0.0	1	0	0.0	12		0.0
		七ケ浜町			 							1	0	0.0	1	0	0.0	35		2.9
		利府町										1	0	0.0	1	1	100.0	25		8.0
4	421 422	大和町 大郷町										- I	0	0.0	1	0	0.0	62	-	4.8 0.0
		大衡村			\vdash		 					1	0	0.0	1	0	0.0	22 14		
		色麻町			┝					\vdash		1	0	0.0	1	0		25		1
4	445	加美町										1	0	0.0	1	0	0.0	79		0.0
		涌关町 涌谷町			\vdash							1	0		1	0	 	29		3.4
		美里町					 					1	0	0.0	1	0	1	66		0.0
		女川町										1	0	0.0	1	0	t	33	_	
		南三陸町										1	0	0.0	1	0	 	68	-	1.5

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都市道区府町	区	目標語	設定の対象で	ある審議	会等の	目標及征	び現状値	值	目標設定の対象である審議会等の範囲		治法(第 議会等に				地方自委員	治法(第1 員会等にる	180条 <i>の</i> おける <u>も</u>)5)に基づ 登用状況	I I I I I II I	掲) I村防災: 員のみ)	会議		掲) 打村防災会 長を含む)	議				調査時点コード		
県 コード	μ,	目 標 値 (%)	目標達成期限	議	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員		女 性 比 率 %)	番議会等	ち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女 性 比 率 (%)	委員会等数		総委員	うち 女性数 性数 単 な 手 数 は 数 は な 等 は 数 は る 等 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	注 / J / S / S / S / S / S / S / S / S / S	性		3 *	を 性 世	女 女性 比率 (%)	目定な審等標現で議の及状	t 5 その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審語 会等にお ける別	2 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等に ける登川 状況	その他
				807	701	10,098	3,01	5 2	29.9	812	700	10,847	3,060	28.2	178	115	969	210 21	.7 6	659	57 8.6	6	865	72 8.3						
	小計									793	691	10,408	2,986	28.7	176	115	962	210 21	1.8			1_								
4 100	仙台市	40%を達成 し、さらに向 上を図る	2023年度末 までに	135	133	1,924	67	8 3	除く。①職員の研修,教育②広聴③関係機関等との連絡調整④個人や団体の表彰に係る審査⑤イベントの実施や啓発等	00	68	1,268	436	34.4	6	5	42	10 23	3.8	40	6 15.0	0	41	7 17.1	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1	
4 202	石巻市	40.0	2026年3月	62	56	868	24	3 2	地方自治法(180条の5)に基づく審議会、地方自治法(202条の3)に 28.0 基づく審議会、要綱・要領・規則等に基づき設置された審議会・委員	36	33	595	185	31.1	6	3	40	8 20	0.0	63	11 17.	5	64	17.2	1		1		1	
4 203	塩竈市	35.0	2027年3月	27	26	244	1 6	8 2	27.9 第180条と第202条のうち市単独設置であるもの (地土 点) (地土 高)	22	20	222	62	27.9	5	4	22	6 27	7.3	30	2 6.	7	30	2 6.7	1		1		1	
4 205	気仙沼市	35.0	2027年3月	29	24	383	10	2	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 27.2 法律又は条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条	24	21	356	99	27.8	5	3	27	5 18	3.5	36	2 5.6	6	37	2 5.4	1		1		1	
4 206	白石市 名取市	40.0 35.0	2024年3月 2031年3月	44 33	39 29				28.7 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 29.3 地方自治法第180条の5、第202条の3に該当する委員会	23	20	255 419		22.7 29.1	5	4	26	7 26 9 32					34	1 2.9 1 3.2		2022年3月1日	2	2022年3月1日	2 2	2022年3月1日
	角田市	45.0	2031年3月	30	29	348	13	0 1	17.0 地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく執行機関及び執行	25	19	321	54	16.8	5	4	27	6 22		25	3 12.0	0	26	3 11.5			1		1	
	多賀城市	30.0	2031年3月	21	19	221	5	6 2	^{1.2} 機関の付属機関 25.3 地方税法(第202条の3)に基づく審議会等	20	19	221	56	25.3	5	3	25	7 28			0 12.0		28	3 10.7			1		1	
4 211	岩沼市	50.0	2023年3月	45	42	536	16	8 3	法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議 31.3 等(地方自治法第202条の3、第180条の5、左記に該当しない法律や 要綱等)	28	27	338	120	35.5	5	3	34	4 11	1.8				30	1 3.3	1		1		1	
4 212	登米市	40.0(女性 委員がいる 各種審議会 等の割合は 100%が目 標)	2026年3月	54	41	771	18	37 2·	地方自治法(180条の5, 202条の3)に基づく審議会等並びに要項等 により設置している審議会等	27	21	427	117	27.4	5	4	39	8 20).5	33	1 3.0	0	34	1 2.9	1		1		1	
	栗原市	30.0	2027年3月	32 36		470 513			24.0 地方自治法第180条の5及び第202条の3	24	17	411		25.5	5	4	38	7 18		49	2 4.		50	2 4.0			1		1	
	東松島市 大崎市	35.0 40.0	2026年3月 2024年3月	36	28 39				24.4 <u>地方自治法(第180条の5)、地方自治法(第202条の3)</u> 27.8 法律・条例による審議会等(付属機関)	31 44	25	484 893		24.6 27.8	5	<u>3</u>	29 41	6 20 13 31		55	1 3.0		34 56	1 2.9 5 8.9			1		1 1	
4 213		2025年度	2024437	44		090	24	70 2	************************************	44	39	093	240	27.0	3	4	41	13 31	1.7	33	3 9.	+	30	3 6.9	 		'		'	
4 216	富谷市	(令和7年 度)まで 50%維持		26	25	241	12	.9 5	·法令条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	21	21	221	123	55.7	5	4	20	6 30	0.0						1		1		1	
4 301	蔵王町 七ケ宿町									16 14	12	183 167		16.9 13.8	5	2	36	4 11 5 26		15	3 20.0 0 0.0		16	3 18.8			1		1	
4 321	大河原町									16	11	198	40	20.2	5	3	22	6 27	7.3	29	1 3.4	4	30	1 3.3	1		1		1	
	村田町	_					 	+	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等	14	12	153		22.9	5	4		7 33		Ιδ	0 0.0	U	19	0 0.0	 		 	+		
	柴田町	35.0	2026年3月	25	23	185	7	3 3	39.5 により設置している審議会等	16	16	124	50	40.3	5	3	22	5 22							1		1		1	
4 324 4 341	川崎町 丸森町									15 20	7 18	142 214	14 63	9.9 29.4	5 5	3	25 24	5 20 3 12		23	2 8.	7	24	2 8.3	1		1 1		1 1	
4 361	互理町 山元町							+		22	19	239 253	52	21.8	5	3	29	4 13 7 21	3.8	30	4 13.3 5 13.3	3	30	4 13.3 5 12.8			1		1 1	
4 401	┃松島町							+		22	18	227	47	20.7	5	3	28	5 17	7.9	17	0 0.0		18	0 0.0	1		1		1	
	七ケ浜町 利府町	40.0	2023年3月	29	27	293	8 8	9 3	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3 に基づく附属機関、附属機関に準じて要綱等により設置した懇談会	10	16	101		36.6	5 5	3	26 27	4 15 5 18				+	19	3 15.8	1		1		1	
4 421	大和町	30.0	2024年3月	41	26	334	1 7	6 2	等 22.8 法律若しくはこれに基づく政令または条例に基づき設置された審議会 年	27	22	310	70	22.6	5	4	24	6 25	5.0	23	2 8.	7	24	2 8.3	1		1		1	
4 422	大郷町	30.0	2026年3月	22	1 F	177	, ,	3 2	型 24.3 地方自治法第108条の5に基づく委員会、第202条の3に基づく審議会	16	12	147		21.8	5	2	24	3 12	2.5 1.0	12	0 0.0	0	20	2 10.0 0 0.0	1		1		1	
	大衡村 色麻町	30.0	2020十3万	۷۵	10	1//	4	- Z	-T.V 等	21	18	203		34.5	5	3	26	8 30		13	0.0	<u> </u>	'7	0.0	1 1		1		1 1	
4 445	加美町	40.0	2025年年3月	22	20	327	13	88 4	地方自治法第180条の5に基づく委員会、 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	15	14	261	115	44.1	5	4	28	7 25	5.0	26	3 11.5	5	27	3 11.1			1		1	
	涌谷町								地方自治法」(第180条5)に基づく行政委員会及び地方自治法(第202	17	15	184		22.8	5	3	24	6 25				+	24	2 8.3	1		1		1	
	美里町 女川町	30.0	2023年3月	35	33	304	11	1 3	36.5 条の3)に基づく審議会等	30	30 15	275 180		38.2	5	3	29	6 20		21	2 9.5	5	22	2 9.1	1		1		1	
	南三陸町	30.0	2026年3月	14	12	162	2 4	4 2	27.2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	11	9	122		23.0	5	3	19	3 15		24	2 8.3		25	3 12.0			1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												
道	区		п :	標設定の対象	でも 25	記 議	の日悔:	ひっじ1日小	∸估	目標語	设定の対	象であ	る審議:	会等の	地方	自治法(領				地方	自治法(領	第180条	の5)に基	基づく	(再掲)	「村防災套	∆≕≚	(再掲)	·村防災会	△≇
		区	□ 1	宗政 足の 刈 豕	C0001	針 硪 云 寸	の日保	及い近か				範囲			審	議会等	こおける	登用状:	況	委	員会等	こおける	登用状态	兄		委員のみ		会)	刊の火ェ 長を含む	が設定で
府	町		ī		•																ī					1				
県	村	町	目		家	うち		うち	女					/	審	うち		うち	<i>+</i> -	禾	うち	I	うち	+-		うち	+-		うち	女
	コ		標	目煙	議	ン 女を	総表	女等	性				/		議	プラー 女を	総系	女等	性	員	女を	総系		性	総系	女数	性	総系	女数	性
١,	ı	村	値	目 標 年 度	審議会等数	女性 委員 数	総委員数	性数	性 比 率						議会等	女性委員 数	総委員数	性数	女性 性比率 (%)	委員会等	性含 委む 員数	総委員数	女等 性数	女性比率	総委員数	性委員	女性比率	総委員数	性委員	性比率
	ı		(%)	度	数	安む	数	委員	(%)	ر ا					数	安む	数	委員	(%)	寸 数	安む	数	委 員	(%)	数	安 員	4 (%)	数	安 員	(%)
ド	ド	名																												\square
															19	9	439	74	16.9	2	0	7	0	0.0						$\overline{}$
		仙台市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	4	石巻市										\angle			2	2	63			0	0	0	_		$ \leq $		\angle	\leq		
	/	塩竈市					_					$\overline{}$	_		4	3	110	24			0	0	_		<		$/\!\!\!/$	<		\longrightarrow
+	-	気仙沼市 白石市					-					$\overline{}$	-		0	0	0	0		0	0	0		_	\leftarrow		$\overline{}$	\leftarrow		
K		名取市					$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$	\leftarrow		
		角田市													0	0	0	0		0	0	0								
		多賀城市													0	0	0	0		0	0	0								
		岩沼市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		登米市													0	0	0	0		0	0	0								
	4	栗原市			\angle				/	/	/	\angle		/	9	0	178	0	0.0	0	0	0			\leq		\angle			
	/	東松島市													0	0	0	0		0	0	0			/		$/\!\!\!/$	\angle		\longrightarrow
\mathcal{L}	-	大崎市					-					$\overline{}$	$/\!\!-$		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$			\leftarrow
		富谷市 蔵王町					$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	_		\leftarrow		$\overline{}$			
		七ケ宿町											$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$		$\overline{}$			
		大河原町											$\overline{}$		0	0	0	0		2	0	7	0				$\overline{}$			
		村田町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		柴田町													0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\angle	川崎町													0	0	0	0		0	0	0			\angle					
\angle	4	丸森町							/	/	/	\angle		/	0	0	0	0		0	0	0			\angle		\angle	/		
K	/	亘理町 = m=					<					$\overline{}$	<		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$			
+	\leftarrow	山元町 松島町					-					$\overline{}$	-		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		-			
K	-	七ケ浜町					$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$			
1		利府町					$\overline{}$						$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0					$\overline{}$			
		大和町													2	2	50	17	34.0	0	0	0		_						
		大郷町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		大衡村					/						/		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$			\angle		
	/	色麻町													0	0	0	0		0	0	0		_						
\mathbb{Z}	/	加美町													2	2	38			0	0	0					/	$ \angle $		
K		涌谷町					/						_		0	0	0	0	.	0	0	0			\prec		$\overline{}$	\leftarrow		$\langle \langle \rangle \rangle$
K		美里町 カル町					-						-		0	0	0	0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$	\leftarrow		
K	\leftarrow	女川町 南三陸町					-						-	\leftarrow	0	0		0		0	0	0			\leftarrow		$\overline{}$	\vdash		
		用二阵则													U	U	U	U		U	U	U	U							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

宮城県

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

都一市	市												生田啦么	╮╧┱╈╸	<u>'</u>															마하고선	L o like		⊇ /- IIII J	AL YES			調	1		1	± o IH.		.	2 要 小 7 7	調	
道													管理職 <i>0</i>) 仕職状	况					_										職務.	上の地位	☑別職員	貝仕職	状况 ————						4万	庁の防災・危	機官埋部局	うへの習	北直状况	查	
府町	区				<u> </u>	ち一般行	市内部	_			うち	一般行	心 問		Г		うち	5一般行	·	-				うちー!	般行政職	_				うち一般	3行政職				う た -	一般行政職	_			防	うち		うち管理	職数	時	
	ш-	告	うち	1		ا کرار	J 150 4150	部	うち	女	並	נוצמי	PA 4 PA	次	55	#		נו אניו כ	PX 49%		うち	女		<i></i>	12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一貫	果	女	,	課	(1) 15/45/		系 うな	5 ₄	7.5	112 1 1 122 4136		2	σ <i>μ</i>	』 災 接	部	女	うち うち		上之	O 44
	町	理	答	女 性	管理	うち	女性	月長		性	局局	うち	女性	長		性	次長	うち	女性	長		性	課長	. 3	55 性	- 1 75	甫	性	ŧ ‡	長づち		[長	性	係長	うちだった		7	の ft	四・月 ・月	局	性		女性	点 て	の他
	村	制 総	女理	比上	職	女理	比比		女 性		長 相	女 性	比	相当	女性	比 率	相	女 性	比	相 当	女性		相	1 ,	ᄊ	í ¦	左 女	τ	⊼ 1	佐世性	50			女 比	相	ᄷᅡ	; -			機	員性	比 率	女性	比	_	
		数	性職数	率	総数	性職 管数	率 (%)		*/-		当	数	率 (%)	職	数	(%)	当 職	数	率 (%)	職	数		当職		数 率		当		6) 1	相り数				数 (%)		数 浮				管理		%)	数	率 (%)	I	
ドド	名						,				職		.,,,				1124		(,,,,				1			崩	戦 📗			職					1,2	,,	゛゚゚ゖ							(,,,,	ド	
		2,77	8 579	20.8	1,73	9 27	75 15.8	8 4	59	41 8.9	288	21	7.3	162	20	12.3	118	14	11.9	2,15	7 5	18 24.	1,3	333	240 18	3.0 2,0	678 1,	147 4	2.8 1	,846 5	57 3	30.2 4	,377 1	1,845 42.2	2 2,420	755 3	.2			2	252 21	8.3	46	0.0		
4 100		1,010			-		_	_	***	17 8.1			7.8	0	0		0	0		79	_	54 19.		141	71 16	_	0	0		0	0			432 29.	_	221 2	_				36 5	13.9	9	0.0	1	
4 202		175			125	_	1 8.8		25	1 4.0				40	3	7.5	28	2	7.1	11	0	28 25.		78	9 11	_	446	_	_	000			241	139 57.		37 3				-	16 1	6.3	1	0.0	1	
4 203	温電巾 気仙沼市	75 110	_	24.0 25.5	50 60	_	9 18.0 7 11.7	_	23	1 5.3 2 8.7	_) () 1	0.0	15	D D	40.0	13	4 0	30.8	8	7	11 26. 26 29.	_	29 46		7.2 3.0	516		5.0 60.4	35 252	_	25.7 23.0	296	13 29.5 175 59.		12 2 38 3	_				5 I 11 1	9.1	1	0 0.0	1	
4 206		28		7.1	20		2 7.7	_	9	0 0.0			+	0	0		0	0		1	_	2 10.	_	18	2 11	_	20	_	5.0	16		12.5	30	17 56.	_	15 6				+	5 0	0.0	1	0 0.0	1	
4 207		45		22.2	40) 10	0 25.0	_	11	0 0.0			_	7	1	14.3	6	1	16.7	2	7	9 33.		24	9 3		69		6.2	63	_	39.7	69	19 27.		19 3					10 1	10.0	1	0.0	1	
4 208	角田市	32	2 8	25.0	30) (8 26.7	7	6	0.0) 5	6 (0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	2	1	7 33.	3	20	7 35	5.0	42	15 3	5.7	34	13 3	38.2	51	26 51.0) 41	18 4	3.9 1				7 1	14.3	0	0	1	
	多賀城市	58					8 16.3		9	1 11.1			0.0	11	0	0.0	7	0	0.0			9 23.		34	8 23	_	42		3.8	30	_	20.0	97	33 34.0		22 2	_				8 1	12.5	1	0.0	1	
4 211		37	_	24.3	-	_	8 24.2		7	0.0			0.0	0	0		0	0		3		9 30.		26	8 30	_	51		5.3	32		25.0	103	57 55.3		29 4					5 0	0.0	1	0.0	1	
4 212 4 213		165 202	_	27.9	65 9	_	7 10.8 8 18.6	_	12	1 8.3 0 0.0		3 1	12.5	45	4	8.9 15.4	25 22		8.0 13.6	+		41 38. 54 34.	_	64	15 23		245 242	_	1.0	145			271	255 57.0 113 41.7		27 2 37 3					7 0	0.0	1	0 0.0	1	
	東松島市	37		20.7	-) (0 10.0		10	0 0.0			0.0	0	0	15.4	0	0	13.0	2	_	1 3.	_	04	0	0.4	26		5.4	23		17.4	66	26 39.4		16 3				+	10 0	0.0	2	0 0.0	1	
4 215		253			100	3 1	7 16.0	0 8	81	12 14.8			5.3	13	1	7.7	12	1	8.3		_	47 29.		75	15 20	0.0	130		2.3	124	_		275	150 54.5		93 3					6 0	0.0	1	0 0.0	1	
4 216		47		23.4	44	1	1 25.0	0	10	4 40.0	10) 4	40.0	0	0		0	0		3	7	7 18.	9	34	7 20	0.6	98	47 4	8.0	75	31 4	41.3	35	19 54.3	3 21	7 3	3.3 1				6 1	16.7	2	0.0	1	
4 301		21	5	23.8	14	ļ .	1 7.1	1	0	0	0) ()	0	0		0	0		2	1	5 23.	3	14	1 7	7.1	52	30 5	7.7	31	12 3	38.7	34	17 50.0	16	6 3	.5 1				3 0	0.0	2	0.0	1	
	七ケ宿町	19		21.1	1.	_	4 23.5	_	0	0	0) (0	0		0	0		1		4 21.		17	4 23	_	1		0.0	1	0	0.0	8	3 37.5			0.0 1				1 0	0.0	1	0.0	1	
	大河原町	23		26.1	20		5 25.0	_	0	0	0			0	0		0	0		2	_	6 26.	_	20	5 25	_	41		3.7	37		54.1	43	18 41.9		12 3	_	-		-	2 0	0.0	0	0	1	
4 322 4 323		24		16.7 22.7	2	_	9.5 5 25.0	_	0	0	0)	0	0		0	0		2		4 16. 5 22.		21	5 25	9.5	95		6.3	66		38.1 33.3	52	25 56.8 29 55.8		10 3 8 2	_				3 0	0.0	1	0 0.0	1	
4 323		22		9.1	1:		0 0.0	_	0	0	0			0	0		0	0		_	2	2 9.	_	13		0.0	29		1.7	21	_	42.9	42	25 59.5			8 1	1		+	11 2	18.2	1	0 0.0	1	
4 341		27	_	18.5		<u> </u>	4 17.4	_	0	0	1 0			0	0		0	0		2	_	5 18.	_	23	<u> </u>	7.4	36		0.0	27	_	40.7	76	21 27.0		10 2				+	6 0	0.0	2	0.0	1	
4 361	亘理町	52			_		0 20.0	_	0	0	0) (0	0		0	0		_	2	12 23.		50	10 20		55		4.5		_	52.6	78	41 52.6		10 3					4 0	0.0	0	0	1	
4 362	山元町	22	2 6	27.3	17	' '	4 23.5	_	0	0	0) ()	0	0		0	0		2	2	6 27.		17	4 23	_	48		8.0	38		15.8	35	17 48.6	3 23	5 2	.7 1				4 0	0.0	0	0	1	
4 401	松島町	14	_	7.1	-		1 7.7	_	0	0	0	(0	0		0	0			4	1 7.		13		7.7	33		2.4	27	_	37.0	0	0	0	0	1				6 0	0.0	2	0.0	1	
	七ケ浜町	19		15.8			3 15.8	_	0	0	0			0	0		0	0		1	_	3 15.		19		5.8	2		0.0	2		0.0	31	4 12.9			2.9 1			\perp	6 0	0.0	1	0.0	1	
4 406		32	_	18.8			6 20.7		9	2 22.2	2 8	3 2	2 25.0	0	0		0	0		2	_	4 17.	_	21	4 19	_	29		8.3	13	_	30.8	45	20 44.4			.1 1			+	5 0	0.0	1	0.0	1	
4 421	大和町	25 14		24.0 0.0	_		5 23.8 0 0.0	_	0	0	0			0	0		0	0		2	4	6 24. 0 0.		21	5 23	0.0	35 24		8.6	22	_	36.4 58.3	21	16 36.4 6 28.6		6 2	.1 1	1		-	3 0	0.0	1	0 0.0	1	
4 422		11	_	27.3			3 27.3	_	0	0	1 0		 	0	0		0	n		1		3 27.	_	11	3 2		16		7.5	16		37.5	12	6 50.0			0.0 1				9 2	22.2	1	0 0.0	1	
4 444	色麻町	15		6.7			1 7.1		0	0	0			0	0		0	0		1	_	1 6.	_	14		7.1	17		7.1	16	_	43.8	30	16 53.3		15 5	_				3 0	0.0	1	0 0.0	1	
4 445	加美町	35	_	20.0		_	5 16.1		0	0	0) (0	0		0	0		3	_	7 20.		31	5 16		37		7.8	29	_	24.1	69	19 27.	_	11 2				1	5 0	0.0	1	0.0	1	
4 501	涌谷町	39	19	48.7	_	2 9	9 40.9	9												3	9	19 48.	_	22	9 40	0.9	14		0.0	10		40.0	44	25 56.8		14 4					4 0	0.0	1	0.0	1	
4 505		24		20.8	20) -	1 5.0	_	0	0	0		' 	0	0		0	0			4	5 20.		20		5.0	56		8.2			42.6	52	27 51.9			.7 1					22.2	1	0.0	1	
4 581		11	_	18.2) (0.0	_	0	0	0		'	0	0		0	0		1		2 18.		9		0.0	31		2.6	23		13.0	67	28 41.8		15 3				_		14.3	1	0.0	1	
4 606	南三陸町	33	3 13	39.4	22	!	7 31.8	8	0	0] 0	()	0	0		0	0		3	3	13 39.	1	22	7 31	1.8	26	3 1	1.5	26	3 1	11.5	41	8 19.	0 41	8 1	.5 1				15 2	13.3	2	0.0	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都市市市							市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査				
道 区 区	職員の通称又は旧姓の使用	目を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 るか。	て、以下の てください。 1. 明記 2. 明記 3. 明記	事由について。 とした規定がある とした規定はない とした規定はない とした規定がなる。	1~4のいずれ る いが、運用上認 く、運用上も認る	めていない
県 村 コ コ 村 ー ド	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	注記で、1. を選択した場合 亥当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	2. 労働基準法65条の	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	4. 明記 配偶者 の 出産		く、過去に事例: 疾の 家族の 護 介護	
	16		1の合計	33	0	29		2	31	31 3:	31 31	30 24
	4		2の合計	0	21	4		31	2	2 2	2	4 3
	12		3の合計 4の合計	1	4				2	2 :	2 2	1 6
4 100 仙台市	()) か () () () ()	山台市職員旧姓使用取扱要綱 旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等で、かつ、総務局長 が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 1)法令等の規定に抵触するおそれがあるもの 2)公権力の行使に当たる行為に関するもの 3)職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの 4)職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの	仙台市議会	1	4	2	石巻市議会会議規則	2	1	1 1	1	1 4
4 202 石巻市	3		石巻市議会	1	2	1	第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1 1	1	1 1
4 203 塩竈市	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 職市旧姓使用取扱要綱 職首) 第1条 この要綱は、塩竈市の一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子綱目その他の事由(以下「婚姻等」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。令2庁訓12・令3庁訓26・一部改正)旧姓を使用できる文書等。第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用する不承認の申請。3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に申請2条 職員は、職務を受けなければならない。 2 前項の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けなければならない。 3 前項の承認を受けなければならない。 3 前項の承認を受けなければならない。 4 前項の承認を受けなければならない。 5 本事長は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するいのとする。 4 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 5 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 5 市長は、自対の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止したのようときは、自対使用中止届(様式第3号)により所属長を経由して市民総務部総務課長に届け出なければならない。 2 前項の届出を行った職員は、当該届出を行った日以後、戸籍上の氏を使用する。平23庁訓33・一部改正)責務) 6 7 条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3 日 日 と で、第1年民、職員等に誤解や認知が発課長が定める。 6 8 条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市民総務部総務課長が定める。 	塩竈市議会	1	2	1	塩竈市議会会議規則 【会議】第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。【委員会】第38条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		1	1 1	1	1 4
4 205 気仙沼市	 	乱仙沼市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は 事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。		1	2	1	気仙沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2	1	1 1	1	1 1

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
道区区区府町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		して明記した規定(産休を	問2 問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択 間の報酬につい るか。	問6 Rした場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立て、以下の事由についててください。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定がある。 3. 明記した規定がなる。 4. 明記した規定がなる。	1~4のいる いが、運用 (、運用上も	ずれか一つに○をつけ 上認めている ら認めていない
コ コ ー ー ド ド 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	II / H + X	・ 家族	
4 206 白石市	4		白石市議会	1	2 1	白石市議会会議規則第2条第2項及び第89条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の 場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することが できる。	<u> </u>		1 1 1	1	1 1
4 207 名取市	1	名取市職員旧姓使用取扱要綱(平成30年7月31日・名取市告示第128号) (趣旨) 第1条 この要綱は、名取市の一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。(旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務逐行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。(承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ任命権者に申請して分別認を受けなければならない。 (承認の力) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において文障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。(承認の取消し) 第5条 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知するものとする。(承認の取消し) 第5条 任命権者は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前第第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を申止しようとするときは、旧姓使用中止届により所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。(責務) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。(責務) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を申止しようとするときは、旧姓使用中止届により所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。(責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。(委任) 第8条 「の要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。財則 この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 財務の事業の事職に関する規則で定める様式 8職務に事意する義務の免除願 9 営利企業等への従事に関する規則で定める様式 8職務の事等の発験所 9 営利企業等への従事に関する規則で定める様式 8職務の事等の発験所 9 営利企業等への従事に関する規則で定める様式 8職務の事等の事業 10 担当事務引継書 11 復命書 11 復命書 12 文書の回議、決裁、供覧に係る氏名及び押印 13 その他法令等に基づかない文書で任命権者が認めるもの	名取市議会	1	3 1	名取市議会会議規則 第1章総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむさ 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合 にあってが、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。 第2章委員会 第1節総則 (欠席の届出) 第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ を得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで に委員長に同けてなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合 にあっては14週間)前の日から当該出産の日後の週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することがで きる。	養 合力: 2 2 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			1	
4 208 角田市		角田市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、組織内で使用する文書等で別表に掲げる職務遂行上または事務処 理上、誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるも のとする。	角田市議会	1	2 1	角田市市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎域 娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	· 1	角田市議会の議員の議員報酬、費用弁償に関する条例 第6条第1項 第2条の規定にかかわらず、角田市会議規則(平成3年角田市会議規 則第1号)第2条第1項の規定による届出があった場合は、別表第3に定める議会活動 等ができない期間の区分に応じて定める減額の割合を議員報酬より減額する。	h 1 1 1	1	1 1
4 209 多賀城市	3		多賀城市議会	1	3 1	多賀城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎好娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1	1	1 1
4 211 岩沼市	2		宮城県岩沼市議会	1	2 1	岩沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	まりっ		1 1 1	1	1 4
4 212 登米市	1	登米市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解及び混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	宮城県登米市議会	1	3 1	登米市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎療の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	妊 ご 2 こ		1 1 1	1	1 1

都市道区	市							市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 :	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	Jan-		
	区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			問1 議員の出産を欠席事由と	問2 問1で1. を選択した場	問3 問1で1. を選択	問3で1.を選択した場合	問1で1. を選択	問6 にした場合、休暇期 問5で1.を選択した場合	問7 議員の仕事と生活の		
					して明記した規定(産休る 含む)があるか。	能な休業期間は、次の	に係る産前産後		間の報酬につい るか。	へて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の事由につてください。		ルーつにOをつけ
県村	町					うちどれか。	期間の明記はあるか。				3. 明記した規定	がある はないが、運用上認 がなく、運用上も認め がなく、過去に事例れ	かていない
		1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した。	:場合 :	 	1. 明記した規定がある。	。 1. 労働基準法65条の	1. 産前産後期		1. あり				
		認めている。 該当部分の条文(本) 2. 明記した規定はない	て)を記入してください。		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	い。	定がある。		2. なし 3. その他	その他具体例			
	村	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、		^	3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の	2. 産前産後期 間を明記した規				配偶者	家族の一家族の一	++
1 1		運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、		│ 議 会 名 │	4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長	定はない。				の 育児 出産	家族の 家族の 看護 介護	疾病 その他
		過去に使用した事例も判 断したこともない。				い。 4. 期間の定めはない。							
ドド	名					T. 70116107 (C0716760%)							
		栗原市職員旧姓使用取						栗原市議会会議規則					
		常勤職員を除く。以下「」	長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非 職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻 晉上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏					第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時 刻までに議長に届け出なければならない。					
4 213	栗原市	サリンパン はいっこう によって になって になって になって になって になって になって になって にな	ままに使用することに関して必要な事項を定めるものとす で書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとす	栗原市議会	1	3	1	2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に	2		1 1	1 1	1 1
		ა _ი						おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					
	_	東松島市職員旧姓使用	取扱要綱					東松島市議会会議規則					
		(趣旨)						会議(欠席の届出)第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助の他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の					
		員」という。)が、婚姻、	公島市の一般職の職員(会計年度任用職員を除く。以下「職 養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍					開議時刻までに議長に届出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該					
			引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において に関し、必要な事項を定めるものとする。					出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					
		(旧姓を使用できる文書	等)					委員会(欠席の届出)第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。2 委員は、出産のため出席でき					
			行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場 見用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用す	1				はいときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から 当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし					
		ることができる。	で用する人自立で別式に関ける0001に630・で、旧姓で区用す					て、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。					
4 214	東松島市	(承認の申請)		東松島市議会	1	2	1		2			1 1	1 1
	214 1-2-1-2-1-1	第3条 旧姓を使用しよに申請しその承認を受し	うとする職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ任命権者 けなければならない。										
		2 前項の承認を受けよ	うとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経										
		由して任命権者に提出	しなければならない。										
		(承認等)											
		は事務処理において支	条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又 障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認	7									
		するものとする。	規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知										
			がたによりにない使用を承認したとさば、に対使用承認通り 所属長を経由して申請者に通知するものとする。	"									
		(承認の取消し)											
			姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると 頁の承認を取り消すことができる。	=									
		(中止届)											
			・認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止し。										
		うとするときは、旧姓使 け出なければならない。	用中止届(様式第3号)により所属長を経由して任命権者に届										
		2 前項の届け出をした	職員は、職務において戸籍上の氏を使用するものとする。										
		(責務)											
		第7条 所属長は、所属 なければならない。	職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努め										
		2 旧姓を使用する職員	は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や										
		混乱が生じないように努	めなければならない。										
		(委任)	えもののほか 旧歴のは中に明し必要を支持は、同にウサ										
			るもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定め										
		附則											
		(施行期日)											
			:1月1日から施行する。										
		(経過措置)	#1_EEED#1_112_6_1.										
		から令和4年2月28日ま	前に婚姻等により氏を改めた職員は、この訓令の施行の日での間、旧姓使用申請書(様式第1号)を任命権者に提出する										
		ここができる(収具となる	前に氏を改めている場合を除く。)。										
				<u></u>									
	_	大崎市職員の旧姓使用						大崎市議会会議規則					
		を使用することができる						(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを					
4 215	大崎市	1 (2) 職員としての身分に		大崎市議会	1	2	1	得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1 1	1 1	1
		(3) 職務の逐行又は事 	務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	Ί				2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠度屋を提出することができる。					
								いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					
		富谷町職員旧姓使用取						富谷市議会会議規則					
A 010	富谷市	書等で職務遂行上又は	承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文 事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧ぬ	生	1	2	1	第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合					1
4 210	ᄪᇻᆘ	を使用することができる	0	田立川硪五			'	にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ			' '	' '	· '
								ි ර					

都市市市							市区町村議会の議員		立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
道区				88.4	IBB O	IBB O				lee-		
区	 職員の通称又は旧姓の使	更用を認めていますか。		同 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を	問2 問1で1. を選択した場合。取得することが可	問3 問1で1.を選択 L.た場合、出産	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択 問の報酬につい		<u> </u>		
府町				含む)があるか。	能な休業期間は、次の	に係る産前産後期間の明記はあ		るか。	以当時が大人(不人)と記べしていたとい。	てください。		, 103
県村町						るか。				2. 明記した規定はな 3. 明記した規定がな	いが、運用 ₋ く、運用上も	認めていない
赤 ヤシ	1. 明記した規定があり、	左記で、1. を選択した場合	/	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない	1. 労働基準法65条の	1. 産前産後期		1. あり		4. 明記した規定がな	(人、過去に事	<u></u> 19 70\7 ct \
	認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。	該当部分の条文(本文)を記入してください。		が、運用上認めている。	LV _o	定がある。		2. なし 3. その他	その他具体例			
村	が、遅州工総のでいる。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。		議会名	運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の	間を明記した規定はない。				配偶者 家が 家が 家が 家が おおい まままま まままままままままままままままままままままままま	族の 家族(護 介護	の _雑 疾病 その他
	4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判			過去に事例がない。	産前産後期間よりも長 い。					出産 l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	71 13	
ド ド 名	断したこともない。				4. 期間の定めはない。							
		蔵王町職員旧姓使用取扱要綱 第3条					蔵王町議会規則 第1章第2条3項					
4 301 蔵王町	1	職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	蔵王町議会	1	2	1	前2項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届によらず、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1	1 1	1 1
							七ヶ宿町議会会議規則					
4 302 七ケ宿町	4		七ヶ宿町議会	1	2	1	(参集) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1 1	1 1	1 1
							大河原町議会会議規則					
4 321 大河原町	4		大河原町議会	1	3	1	第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	:		1 1	1 1	1 1
		村田町職員旧姓使用取扱要綱					村田町議会会議規則					
4 322 村田町	1	(承認)第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	村田町議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、主産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に当たっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1 1	1 1	1 1
							柴田町議会会議規則					
4 323 柴田町	4		柴田町議会	1	3	1	(欠席の届出) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1 1	1 1	1 1
4 324 川崎町	4		川崎町議会	4						4 4	4 4	4 4
		丸森町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上支障を生じない まのに限り、旧姓使用をすることができる。				_						
4 341 丸森町	1	ものに限り、旧姓使用をすることができる。	丸森町議会 	1	2	2		2			1 1	
4 361 亘理町	2		宮城県亘理町議会	<u>\$</u> 1	4	1	亘理町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			1 1	1 1	1 2
							山元町議会会議規則					
4 362 山元町	2		山元町議会	1	2	1	第2条第1項、第2項	2		1 1	1 1	1 1
		松島町職員旧姓使用取扱規程					松島町議会会議規則					
4 401 松島町	1	(趣旨) 第1条 この規程は、町長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(非常勤特別職員及び臨時的任用職員並びに会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松島町議会	1	3	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から出産の日までの期間及び当該 出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間を明らかにして、議長に欠席 届を提出することができる。	2		1 1	1 1	2 1
4 404 七ケ浜町	1	七ヶ浜町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	七ヶ浜町議会	1	4	2		2		2 2	2 2	2 4
							利府町議会会議規則		利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例			
4 406 利府町	3		利府町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	第3条 療養その他の事由により町議会の会議等を長期にわたり欠席した議員にする議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の割に、次の表の左欄に掲げる欠席期間(一の任期における、町議会の会議等を欠席た日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。)の区に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。		1 1	1 1

都	†	市					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
府	町	区 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 町 1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。		した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	問6 Rした場合、休暇期 問5で1. を選択した場合 いて減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につて、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている			ーつにOをつけ oている	
県	허			1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短	1. 産前産後期		1. あり 2. なし		3. 明記した規4. 明記した規	定がなく、運	用上も認めて	ていない	
1	ı	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 村 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。 名	議会名	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用 L+認めていない。	い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規		3. その他	その他具体例	配偶者 の 育児 出産	家族の 看護	家族の 介護	疾病 その他	t
4 4	21 大和	大和町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨)第1条 この要項は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。(定義)第2条 この要項において、職員とは、大和町職員定数条例(昭和43年大和町条例第13号)に規定する職員をいう。(旧姓を使用することができる文書等)第3条 職員は、法令及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるものとする。2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。(申請)第4条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ町長に請し、その承認を受けなければならない。2前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。(承認等)第5条 町長は、前条の申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	大和町議会	1	4	2		2		2 2	2	2	2 2	
4 4	22 大组	即町 4 プ	大郷町議会	3			大衡村議会会議規則			4 4	4	4	2 4	\exists
4 4	24 大復	 	大衡村議会	1	2		第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1	1	1	1 1	
4 4	44 色麻	麻町 4	色麻町議会	1	2	1	色麻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、休会中及び閉会中においても、7日以上議会活動及び議員活動ができない事由が生じたときは、長期欠席(不在)届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。また、90日以上の長期欠席者が、再び議会活動及び議員活動ができることとなったときは、出席届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。	2		1 1	1	1	1 1	
4 4	45 加美	美町 4	宮城県加美町議	会 1	2	1	加美町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1 1	1	1	1 1	
4 !	01 涌谷	今町 4	甬谷町議会	1	2	1	涌谷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2		1 1	1	1	1 2	
4 !	05 美里	里町 2	美里町議会	1	3	1	美里町議会会議規則 (欠席)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を提出することができる。	2		1 1	1	1	1 1	
4 !	81 女川	川町 4	女川町議会	1	2	1	女川町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条第2項	2		1 1	1	1	1	
4 (06 南三	三陸町 4	南三陸町議会	1	2		南三陸町議会会議規則 (第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8 週前(多胎妊娠の場合にあっては、14週前)の日から当該出産の日後8週を経過する 日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出 することができる。			1 1	1	1	1 1	

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都	市	市					市	区町	· 村	議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体	制に関す	る 調 査				
道		区	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が記会に設置または提供されているか。	問10 議 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1	Ⅰ. を選択した	た場合、行	うている	5取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の 利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関るもの以外)を行っていますか。	問15 ・ 議会において、通称又は旧す 姓の使用を認めています ・ か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラッ含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センター 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
県 コード		村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提信がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 供 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	定等)があるに関する規定(倫理規1・ハラスメント防止	設置している 員向け相談窓	と おうさいる 関する議員向け研い ハラスメント防	4.その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、即 り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 、めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)
4	4		0	0	8	5	0	0	0			0	0	3			5
			0	1	22	0	0	1	0			1	31	0			1
			35	32		0	0	0	1				<u> </u>	27			
						-	-	-		全国市議会議長会作成の啓発動画を会派へ情報提供							市民局防災実施計画 市民局が実施する主な非常時優先業務は のとおりである。 (中略)仙台市男女共同参画推進センター に、女性支援センターを設置して女性相談
4	100 仙市	台市	4	4	1				4				3	2			1 施するとともに、同センターを運営する公益 法人せんだい男女共同参画財団と共に、社会 女性のニーズの把握に努め、NPO団体等 連携を図りながら、必要な対応を行う。
4 :	202 石ギ	巻市	4	2	1	1					石巻市議会議員政治倫理条例 第4条(4)政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。 (5)市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。	5	3	2			2
4 :	203 塩	竈市	4	4	3								3	4			2
4 :	205 気 206 白	仙沼市 石市	4 4	4	3								3	4 2			2
	207 名]		4	4	1	1					名取市議会議員の政治倫理に関する条例 第3章議員の政治倫理基準等 第7条 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、 強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ ハラスメント(他の者が不快に感じる性格な言動 又は行為をいう。)その他人権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。	ħ	3	4			2
4 :	208 角1	田市	4	4	2								3	1	角田市議会議員の通称等の使用に関する規定 (通称名等の使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称又は婚姻等により戸籍の氏を改める前の戸籍の氏(以下通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の期手による申請書を受理したときは、申請の可否を決定し、通称名等使用 承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該議員に通知するものとする。 3 第1項に規定する通知書については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間においては、議会事務局長が別に定めた日までは、議会事務局長に提出するものとする。		2

	問8 議員の利用することので きる保育施設等が議会に	問9 議員の利用することのできる授乳室等が記 会に設置または提供されているか。	ト防止に関する取組を	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取	———— 組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています	問16 問17 問15で、1. を選択した場合 政治分野の男女共同参画 該当部分の条文(本文)を記入してくださ ために実施していることが い。 ればご記入ください。	一地域防災計画や避難 の合む)に、男女共同参 り具体的な役割が明確	έ所運営に関する指針(手引き・ガイドライン ≶画担当部局又は男女共同参画センターの €に位置づけられているか。
F 町	設置または提供されてい るか。		行っているか。			L'°	スメント防止研修教材」の 利用	るもの以外)を行っていま すか。 	か。	い。 ればご記入ください。	THE CONTRACTOR OF THE	
	または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 供 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	あ	その他内容		後利用予定である。	取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2. 明記した規定はない		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	記 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
4 209 多賀城市	4. なし	4	3	規止 日関 修止				3	4		1	地域防災計画 地震対策編 第3章 災害難所の開設・管理 第4 避難所の場合の女性の参画促進 市は、選難所の参回では、大性ののでは、大性のでは、大力がでは、大力が、大力がでは、大力
211 岩沼市 212 登米市	4	4 4	3 3					3 3	4 4		2 2	
4 213 栗原市	4	4	3					3	4		1	栗原市地域防災計画 第2編 第2章.応急 第2節 防災活動体制(部) 災害対策企画部 企画課 市政情報課 市民協働課 1所管施設の被害調査及び応急措置に関す こと 2住民への災害情報の提供に関すること 3協力機関との連絡及び相互協力に関 ること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 5部内の総括、連絡調整に関すること 6災害統計に関すること 7災害統計に関すること 8その他災害の広報資料の収集及び提供に関すること ※そのほか、市民生活部が行う避難所の開
												運営に間して男女共同参画に関する規定がる。(下記参照) 第2編 第2章.応急 第2節 防災活動体制部) 災害対策市民生活部 社会福祉課 1災害救助法に基づく救助事務の全般に関こと 2住民の避難及び避難所に関すること 3所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 4社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4社会福祉協議会との連絡調整に関すること 5災害ボランティアセンターとの連絡調整に 5災害ボランティアセンターとの連絡調整に 6被災者の生活相談に関すること 7炊き出しに関すること 8救援物品等の受領、調達物の受払いの総調整に関すること 9部内の総括、連絡調整に関すること 9部内の総括、連絡調整に関すること

都市	市				区 町 村 議 会 の 議		制に関す	る 調 査				
道区	区		問10 問: 議会におけるハラスメン 問 ト防止に関する取組を 行っているか。	 11 10で1. を選択した	場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」の	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていま	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 地域防災計画や避 含む)に、男女共同 具体的な役割が明	推所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 参画担当部局又は男女共同参画センターの 館に位置づけられているか。
県 村 コ ー	町	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。(常設) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし 4. なし 4. なし 5. (なし 5.	3. 行っておらす、今後、 _ 取り組む予定もない。 ヵ	に関する規定(倫理 1.ハラスメント防 する議員向け相談窓 2.ハラスメントに	に3 関・ハラスメント防・ を行っているの他 をの他内容		利用 1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			見左記で、1. を選択した場合
ド 	名	4. なし		規止 口関	修止							第2編〈第2章・応急〉第4節 避難・誘導対策 8 避難所の開設及び運営 ウ 男女共同参画 (ア) 避難所運営への女性の参画促進 市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮 (イ) 男女のニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等によいで、男女のニーズの違い等男女双方の視点等の物資、授明、と生理用品、サニタリの食事である。 特に、シーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 214	東松島市	4 4	3					3	2		1	東松島市地域防災計画 市地域防災計画第2編風水害等災害対策編第1章災害予防対策第7節防災訓練の実施、第3編地震災害対策編第1章災害予防対策第11節防災訓練の実施、第4編津波災害対策編第1章災害予防対策第10節地震及び津波防災訓練の実施の各節において、「防災関係機関の防災訓練:男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるように努めるとともに、要配慮の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て、避難所への避難誘導訓練等を行うなどに努める。」の記載がある。
	大崎市	4 3	1		3		3	2	1	大崎市議会議員の通称等使用取扱規程 第4条 議長は、前条の提出があったときは特 段の事情がない限り通称名等の使用の承認を するものとし、承認の可否を決定したときは通称 等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該提出をした議員に通知するものとする。 (通称等の使用の継続) 第5条 前条の承認を受けた通称等は、当該承 認を受けた内容に変更がない限り使用を継続 することができる。 (使用 議員は、通称等の使用を中止しようとす るときは、通称等使用中止届出書(様式第2号) を議長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 通称等を使用する議員は、その使用に 当たり、議員活動及びそれに関連する事務処理 に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなけれ ばならない。 (議長の職務を行う者がいない場合の特例)	2	
	富谷市 蔵王町 七ケ宿町 大河原町	4 4 4	3 3	1		大河原町議会政治倫理条例 第4条9号 町民に対し、議員の地位を利用し嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為しないこと。また、いかなる場合であっても、セッシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びの他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	を フ	3 3	4		2 3	
4 322	村田町 柴田町	4 4	3					3	4		平成29年の議会懇談会開催の際に託児所を設けた。 NPO法人しばた子育て応援ゆるりんの保育士2名が子どもの保育等を行った。	

都一市	市						員 の 両 立 支 援 体	制に関す	る調査				
道区	区	問8 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が請会に設置または提供されているか。	問10 議 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っ	っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」の 利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
県 コード	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 共 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	3.ハラスメント防止 に関する規定(倫理規 に関する議員向け相談窓口 を設置している を設置している を設置している を設置している を設置している	4 そ の 他 その他内容		後利用予定である。 3. 利用していない。	取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
4 32	4 川崎町		4	3	70. I I I I I I I I I I I I I I I I I I I				3	4		2	
4 34	1 丸森町 1 百理町	4 4	4 2	3					3	4		2 2	
4 36	2 山元町	4	4	2					3	4		2	
4 40 4 40	4 川崎町 1 丸森町 1 亘理町 2 山元町 1 松島町 4 七ケ浜町	4 4	4 4	2	2				2	4		2 2	
													利府町地域防災計画
4 40	6 利府町	4	4	3					3	4		1	防災会議の委員に女性や高齢者、障碍者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。避難所等に女性相談員を配置し、保健指導及び保健相談に応じる。
							大和町議会議員政治倫理条例					住民を交えて議会議員になるた	
4 42	1 大和町	4	4	1	1		(政治倫理基準) 第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(8) 町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。(10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしな	-	3	4		めの課題について考えるワーク ショップ「これからの大和町議会 のあり方ゼミナール」の開催	
							いこと。						
4 40													
4 42	2 大郷町 4 大衡村	4	4 4	3					3	4 4		2 2	
											色麻町議会議員の通称名等の使用に関する要細		
4 44	4 色麻町	4	4	2					2		第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 議会議員共済会等に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		
	5 加美町	4	4	1	1		加美町議会議員政治倫理条例 第4条第8号 その地位を利用して嫌がらせをし、 強制し、又は圧力をかける行為はしないこと。ま た、いかなる場合であっても、セクシャルハラス メント、パワーハラスメント及びその他人権侵害 のおそれのある行為をしないこと。		3	4		2	
4 50 4 50	1 涌谷町 5 美里町 1 女川町 6 南三陸町	4 4	4 4	3 3					3 2	4		2 2	
4 58	1 女川町	4	4	3					3	4		2	
4 60	□ 削二陸町	4	4	ე პ		I I			<u></u> ქ	4	I	<u> </u>	